

(一社) 小千谷青年会議所会員資格規定

第1章 目的

第1条 本規定は、(一社) 小千谷青年会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定し、会員の活動を充実せしめることを目的とする。

第2章 入会

第2条 誰でも正会員1名以上の文書若しくは口頭による推薦を得て、オブザーバーとして活動に参加することができる。

第3条 本会議所に入会を希望する者は、所定の申込用紙に正会員2名以上の推薦を得て理事長に提出し、入会の手続きを取らなければならない。

第4条 前条の推薦者の資格は次の各号のとおりとする。

- (1) 入会后2ヶ年以上経過している者で過去1年間の例会出席率が60%以上の者
- (2) 被推薦者に対して1年間の義務履行の連帯保証ができるもの。

第5条 理事会は、第3条による申し込みを受けた場合、会員たるにふさわしいかを審査し、出席理事の3分の2以上の賛成をもって正会員資格取得を承認する。

2. 正会員資格取得に際しては、審査前に例会及び事業に合わせて2回以上出席することを要する。

第6条 前項の資格取得者は、所定の誓約書、写真及び入会金並びに会費を事務局に提出し、正会員となる。

第7条 定款第12条に定める入会金及び会費は次のとおりとする。

入会金 正会員 20,000 円

会費 正会員 108,000 円/年

2 入会金は特別の事情がある場合に限り、理事会の承認を得て減免することができる。

特別会員

賛助会員

第3章 会費の納入

第8条 前項に定める会費は、1月、5月に銀行口座引落としにて徴収する。年度途中入会する会員に対しては、入会時からの当月分から徴収する。

第9条 専務理事は会費を所定の期日までに納入しない会員に対して督促しなければならない。

第4章 休会及び退会

第10条 退会する会員は定款第16条に定めるところにより、債務を精算しなければならない。

第11条 定款第17条第1項に定める各号の行為があった時は、担当委員会が実情を調査し、理事会に報告する。

ただし同条第1項第4号の行為については本規定第12条の規定による。

2 理事長は、前項の報告をもとに会員に対して勧告をすることを要する。

3 勧告を受けた会員は、勧告日より15日以内に書面をもってその理由を理事会に提出しなければならない。

第12条 例会及び総会に対して欠席が4回以上におよんだ会員の所属委員長は、その会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は、理事会に報告することができる。

第13条 前条並びに第11条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、定款第17条により除名せしむることができる。

第14条 正会員は、やむを得ぬ理由により長期間、総会及び例会に出席できない時は書面をもって休会の申し出をし、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の休会期間中の会費は、これを徴収するが特別の事情のある場合に限り理事会の承認を得て減免することができる。

3 休会した正会員が復会しようとする時は、書面をもって申し出なければならない。

第5章 特別会員

第15条 定款第8条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申請をし、特別会員となることができる。

第6章 賛助会員

第16条 定款第9条に定めるところによる賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出し、賛助会員となることができる。

2 会員資格は、1年限りとする。但し、再入会は妨げない。会費を納入しない時は退会したものとする。

3 賛助会員の入会費は正会員と同額とする。

4 賛助会員は自由に例会に参加することができる。

第7章 特別顧問及び顧問

第17条 特別顧問は、学識経験があり、本会議所の活動に対して適切な指導及び助言を与える者とする。

2 顧問は、正会員で本会議所に特に功労のあった者とする。

3 特別顧問及び顧問の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

細則

第 18 条 本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

本規定は本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和 59 年 6 月 8 日施行

平成 25 年 12 月 20 日一部改訂